

これまでの議論の経過について

健康医療部 保健医療室

1 かかりつけ医等の定着促進に関する市民啓発のあり方

1 議論の必要性

○市民が安心して必要な医療を受けられるようにするには、急性期から回復期、慢性期、在宅療養への切れ目のない医療連携や、本人・家族が在宅療養や在宅看取りを希望する場合も、安心して在宅医療が受けられる体制を整備することなどが必要。

○それら医療連携や在宅医療推進においては、かかりつけ医等の役割が十分に発揮されることが重要であり、かつ、市民本位の医療サービスの基盤づくりという視点のもとで、市民への普及・定着を促進する必要がある。

○また、医療資源の豊富な本市であるからこそ、市民リテラシーの醸成を促進する意味は非常に大きい。

○そこで、じょうずな医療へのかかり方を広め、かかりつけ医等の定着促進をするためには、どのような内容を、どのような方法で啓発すべきか、また行政及び医療提供者等ができることは何かなど、市民への普及・定着の方法等について議論する。

2 議論の要点

○かかりつけ医等の定着促進に向けた取組を実効性のあるものにするため、医療現場の現状を踏まえ、また、市民の立場に立ってかかりつけ医等の定着促進が進まない要因をイメージしたうえで、具体的な啓発内容や啓発方法について議論していく。

（1）医療現場における現状

- 予約なしの受診が、病院の外来診察を圧迫する要因となっている
 - ・ 病院によっては、外来がパンクしている
(予約制限を設けたり、予約が1年待ち、受付できない診療科目の発生等)
- 紹介状がない場合、時間や情報量等において患者・病院ともに負担
 - ・ 予約者や紹介状がある方を優先するため、紹介状がないとかなり待ち時間が長い
 - ・ 紹介状がないと病状に関する情報がないため、診察での聴取に時間を要する
 - ・ 紹介状があると、必要な情報が入手でき、検査や治療が円滑に行える
紹介状なしの方に比べて、診察時間も三分の一ほどで済む
- 逆紹介への理解も進みつつあるが、説明には時間を要す
 - ・ 最近では逆紹介への理解が得られるようになってきたが、外来で逆紹介の話をすると、すぐに納得される方は少なく、説明に時間を要し外来が回らなくなる
 - ・ 紹介状がある方は、逆紹介が円滑

(2) 患者側の思い (かかりつけ医等の定着促進が進まない要因)

視点① かかりつけ医等を持つことの**目的やメリット、必要性**がわからないのではないか

○吹田市は病院に恵まれた地域なので、地域医療の崩壊の危機感が薄く、**かかりつけ医が必要な切実さが伝わらない**のではないか

- ・ 外来の圧迫や、病院医師のオーバーワーク、重症対応への影響も含めて、かかりつけ医を持つよう、市民が納得する必要がある

○患者にとって最終的なメリットはあっても、目先の**メリットは感じにくい**のではないか

- ・ 予約なしの場合の時間や費用等でのデメリットについて患者に伝える必要あり
- ・ 行政だけでなく、現場の医師等からも伝えると有効

○**選定療養費を払ったら診てもらえると考える患者が多い**のではないか

- ・ 大きな病院に行くと選定療養費が発生することを明確に伝える必要あり

○医療はフリーアクセスなので、地域の病院全体で、何らかのシステムを作るなどしないとうまくいかないのではないか

- ・ 一つの病院だけが頑張るのではなく、地域全体で考える必要あり

○かかりつけ医の役割や定義がわかりづらいのではないか

- ・ 病院のほうで最新の治療を受けられると思いき、病院を選ぶ方もいる
- ・ 総合医の教育の上に専門医の教育があるので、どの医師も、総合的に診れるということをお患者に伝える必要がある
- ・ かかりつけ医自身も総合的に判断する技量や対応等が求められる

○どの診療科をかかりつけ医としたらよいかわからないのではないか

- ・ どの診療科をかかりつけにすればよいかわからない、多くの診療科があるから1か所で済む等の理由から、選定療養費を払ってでも病院を受診される方も
- ・ 病院で複数の診療科を受診している患者の逆紹介が進みにくい

○かかりつけ歯科医の定義については、日本歯科医師会でポスターを作成している講演会等でもお伝えすることもある

○受診した医療機関の近くの薬局で薬をもらうほうが便利だという思いがあるため、かかりつけ薬局を持つメリットがわかりにくい

○**かかりつけ医を選ぶための情報を市民に提供**してはどうか

- ・各医師の専門や特徴がわかる情報を公開してはどうか
- ・大阪府医療機関情報システムでも様々な条件で検索が可能

(3) 市民啓発において伝えるべき内容

① かかりつけ医等が 必要な背景や目的

- かかりつけ医と病院の役割分担の仕組みを、市民が知っているとかかり先を考える上で、不安も少なくなるのではないか。
- 医療の仕組みは年々変化しており、病院や診療所の機能分化も進んでいる。このような医療の変化を市民にも理解していただく必要がある。
- 選定療養費は元気な市民でも知らない方が多いので、周知の必要性は高い。

② かかりつけ医等を持つ メリット

- 総合的な診療を受けることができるメリットを強調してもいいのではないか
- 予防的な機能として健康管理を行うことはメリットとして大きい
- 普段の状況を知ってもらうことで、健康管理や在宅療養支援も含めた様々な相談ができるメリットがある。
- かかりつけ医は病院医師に比べて既存の繋がりも多く、様々な紹介先を知っているメリットがある。
- 服薬状況の一元的、継続的な管理
- 継続的な口腔管理

③ かかりつけ医等とは どういうものか

○ 基本的な定義

日常的な診療や健康管理等を行ってくれることや総合的な診察ができ、必要時には専門医に紹介してくれる医師

○ 複数診療科にかかっている場合のかかりつけ医の考え方について

どこか一つはかかりつけ医として決めていただき、他の診療情報について患者からかかりつけ医に伝えてもらうのが望ましい。

○ かかりつけ薬剤師について

処方薬や市販薬など薬の知識だけでなく、健康食品や介護用品など幅広い知識と経験をもとに、患者さん個々に寄り添い健康をサポート

④ かかりつけ医等の 持ち方、きっかけ、選び方

○ 地域の医療機関の専門や特徴が分かるよう情報の市民への開示

○ 診療所が担う在宅医療に関する情報（医療処置や医療管理への対応状況等）を公開していくべきではないか。

○ 健康診断や歯科健診、がん検診などをきっかけに